



かながわ脱炭素チャレンジ 中小企業認証制度

申請手引き

令和6年5月1日

神奈川県脱炭素戦略本部室

目次

1	制度の概要	1
(1)	目的	1
(2)	対象者（要綱第2、3条）	1
(3)	認証要件（要綱第3条）	3
(4)	認証事業者に対する支援（要綱第10条）	4
2	認証に係る手続き（要綱第4～9条）	5
(1)	提出方法	5
(2)	新規申請	7
ア	提出書類	7
イ	提出方法	7
ウ	提出時期	7
(3)	更新申請	7
ア	提出書類	7
イ	提出方法	8
ウ	提出時期	8
(4)	変更・取下げの届出	8
ア	提出書類	8
イ	提出方法	8
ウ	提出時期	9
(5)	認証の有効期間	9
(6)	認証の取消し	9
3	その他	9
(1)	調査等（要綱第11条）	9
4	各様式の記載方法	10
(1)	新規申請書	10
(2)	更新申請書	12
(3)	変更届	13
(4)	取下げ書	15

【関係法令の表記】

この手引きにおいて、関係法令は次のように略して記載しています。

- ・ 「条例」：神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）
- ・ 「規則」：神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年神奈川県規則第 73 号）
- ・ 「要綱」：かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱（令和 6 年 3 月 26 日制定）

【認証制度・計画書制度に関する問合せ先】

対応窓口：エヌエス環境株式会社

電 話：045-274-5274（令和 6 年 5 月 8 日以降）

070-1361-6058（令和 6 年 5 月 1 日から 5 月 7 日まで）

e-mail：kanagawa-ondanka@ns-kankyo.co.jp

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで

改訂履歴

Ver.	日付	改訂等の概要	備考
1	2024.5.1	策定	

1 制度の概要

(1) 目的

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度は、事業活動の脱炭素化に向けて自主的かつ計画的に取組を進めようとする中小企業等の事業者を県が認証することにより、主体的な脱炭素化の取組を後押しする制度です。

認証を受けた事業者には、「かながわ脱炭素チャレンジャー」として、補助金の上限額上乘せなど、県が脱炭素化の取組を積極的に後押しします。

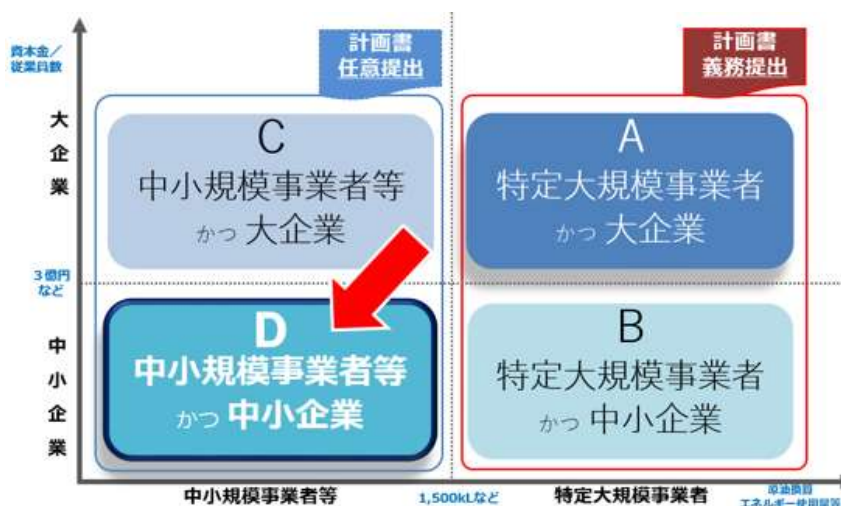


(2) 対象者（要綱第2、3条）

本制度の対象となる事業者は、県内に工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）を所有している事業者のうち、要綱第2条(1)で規定する「中小企業等」であって、なおかつ同条(2)で規定する「中小規模事業者等」に該当する事業者です。

対象者の範囲

中小企業等	中小規模事業者等
次のいずれかに該当する者 ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」（みなし大企業を除く。） イ 学校法人 ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人 エ 医療法人 オ 社会福祉法人 カ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体 キ アからカに準ずるものとして知事が認める者	条例第11条第4項に規定する「中小規模事業者等」（特定大規模事業者以外の事業者※） ※県内の事業活動における原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500kL/年未満かつ県内に使用の本拠地を有する対象自動車の所有台数が100台未満の事業者



中小企業者の定義

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、 運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(参考) 中小企業基本法第2条第1項

※上表の事業者のうち、次に掲げるいわゆる「みなし大企業」は除きます。

- ・ 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を所有している中小企業者
- ・ 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務している中小企業者

【補足：事業活動温暖化対策計画書制度とは】

事業活動温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）は、事業活動に伴って排出される温室効果ガスの削減に向けた積極的な取組を促進するため、一定規模以上の事業活動を行う県内の事業者（特定大規模事業者）を対象に、温室効果ガス（エネルギー起源二酸化炭素）の自主的な削減目標や削減対策を記載した計画書、排出状況報告書、結果報告書などの提出を義務付け、その概要を県が公表する制度です。

なお、一定規模未満の「中小規模事業者等」の方も任意に計画書等を提出することが可能です。

特定大規模事業者の要件

区分	要件
第1号 該当事業者	県内のすべての工場等における前年度（前年4月1日から翌年3月31日まで、以下同じ。）の原油換算エネルギー使用量の合計が <u>1,500kL 以上</u> の事業者
第2号 該当事業者	省エネ法に規定する連鎖化事業者が県内に設置しているすべての工場等及び加盟店が県内に設置しているすべての工場等における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、 <u>1,500kL 以上</u> の事業者（フランチャイズチェーン等）
第3号 該当事業者	前年度の末日（3月31日）時点において、県内に使用の本拠を有する自動車の使用台数の合計が <u>100台以上</u> の事業者

(3) 認証要件（要綱第3条）

本制度の認証を受けることができるのは、次表に掲げる全ての要件を満たす事業者です。

認証要件

要綱第3条	認証要件の概要
第1項	「中小企業等」であること
第2項	「中小規模事業者等」であること
第3項	県内に工場等を所有していること ※自動車対策のみの計画書を提出する事業者は、自動車の使用の本拠地として登録された場所を「その他の事業場」として扱います。
第4項	県内における事業活動を2050年までに脱炭素化することを宣言していること ※申請書に目標年度を記載していただきます。その際、2050年以前の年度を記載することも可能です。
第5項	認証を受けようとする期間に関する事業活動温暖化対策計画書を知事に提出し、受理されていること ※条例第11条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画書を指します。横浜市、川崎市及び相模原市にも同様の制度はありますが、認証には県への計画書の提出が必要です。
第6項	暴力団関係者及び環境関係法令等の違反者でないこと ※次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団イ 役員等（認証を受けようとする者が個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる事業者 ウ 暴力団又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者 エ 暴力団又は暴力団員等に対して、利益供与をしている事業者又は事業の委託、請負などの契約関係にある事業者 オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる事業者 カ 認証の申請の日から3年以内に、環境関係法令又は環境関係条例に係る規定に違反し、行政処分又は刑罰を受けている者

(4) 認証事業者に対する支援（要綱第10条）

県は、認証事業者の情報を、「かながわ脱炭素チャレンジャー」として県ホームページ等により公表し、広く周知します。

また、認証事業者には、中小企業省エネルギー設備導入費補助金の上限額上乘せなど、脱炭素の取組みを積極的に後押しします。

【支援例】

- ・ 県ホームページ、セミナー等で認証事業者の一覧や取組を紹介します。
- ・ 本制度の公式認証マークを名刺やホームページ上でお使いいただけます。
- ・ 県制度と連携し、脱炭素化の取組を後押しします。

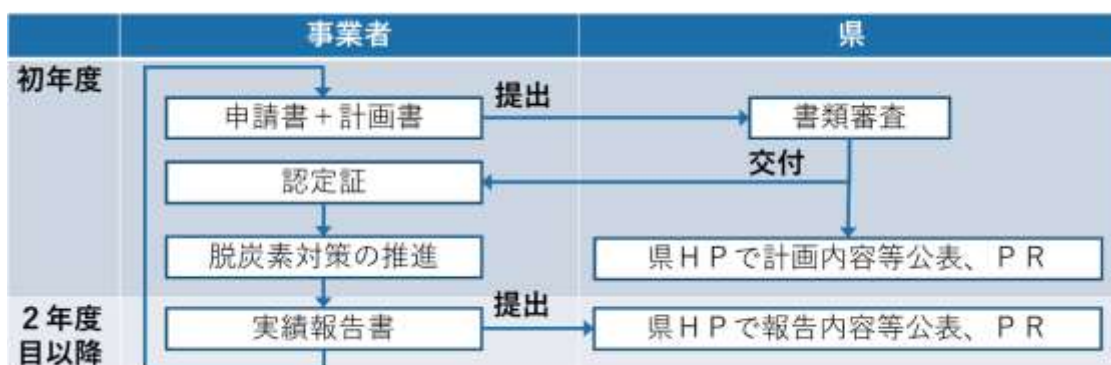
なお、連携する制度等は、今後順次、拡大する予定です。

県制度との連携内容一覧（令和6年4月23日時点）

制度名称	制度概要	かながわ脱炭素チャレンジャーへの後押し
中小企業省エネルギー設備導入費補助金	省エネルギー設備を導入する中小企業等に対して導入費用の一部費用を補助	補助上限額の上乗せ (500万円⇒600万円) ※補助率は1/3のまま
自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金	自家消費型再生可能エネルギー等を導入する事業者に対して導入費用の一部を補助	補助額の上乗せ (6万円/kW⇒8万円/kW)
競争入札参加資格認定申請	県発注の公共工事等の競争入札参加資格認定時に加点します。	
脱炭素促進資産評価活用融資(エコアセットかながわ)	金融機関から融資を受ける際の動産等の資産評価費用の一部を補助します。	

2 認証に係る手続き（要綱第4～9条）

手続きのイメージ



新たに認証を受けようとする事業者は、初年度に「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証新規申請書」及び計画書制度における「事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）」を提出してください。

審査の結果、認証要件を満たすと認められた場合に、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証書」を交付します。なお、認証要件を満たさないと認められた場合には、その理由を付して通知します。

認証の2年度目以降は、計画書制度における「排出状況報告書（中小規模事業者等用）」及び「結果報告書（中小規模事業者等用）」を提出してください。

計画書制度の計画期間が終了を迎え、認証の更新を受けようとする場合は、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証更新申請書」及び新たに「事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）」を提出してください。

また、認証後に名称、住所等に変更が生じた場合や、認証要件を満たさなくなった場合には、変更届又は取下げ書を随時提出してください。

(1) 提出方法

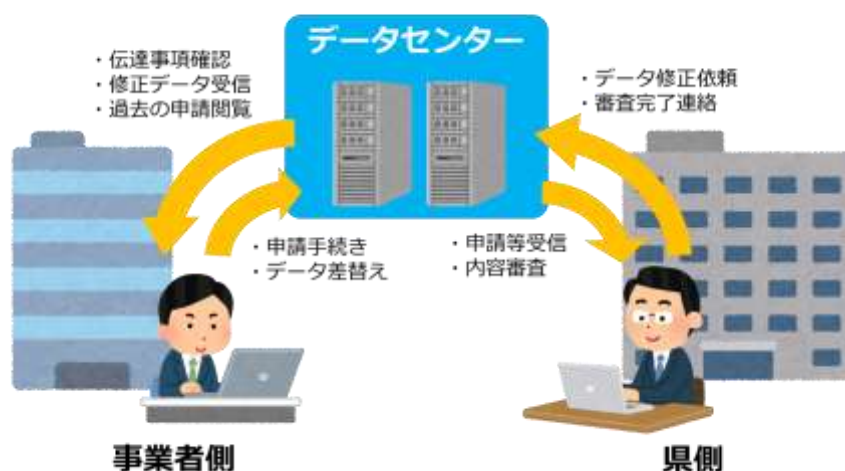
地球温暖化防止（ペーパーレス）等の観点から、**原則として「電子申請システム」でご提出**ください。

■電子申請システム受付フォーム

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/challenger.html>

※「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度」のページ中「申請書作成・提出の方法について」の項目から提出様式ごとの受付フォームを選択の上、ログインしてください。

【電子申請のイメージ】



【電子申請システムご利用時の注意点】

- 初回のご利用前に利用者登録（登録作業は5～10分程度）が必要です。
- ID（登録時のメールアドレス）とパスワードは、大切に保管し、次年度以降も継続利用してください（IDを取り直すと、過去データは参照できません）。
- 登録されたご担当者の異動や、メールアドレス、法人・団体名、代表者名などの変更があった場合、システム上で登録内容の変更手続きを実施してください。
- 電子申請でご提出された書類の審査が完了しましたら、登録されたメールアドレスあてに審査完了メールを送信します。書類の作成を業者に委託されている場合など、登録メールアドレスと異なる関係者には、必要に応じて、審査完了メールの転送などをお願いします。
- 詳細は上記URLに掲載の「電子申請システム操作手順書」をご覧ください。

【電子申請システムによらない提出について】

- 電子申請システムによる提出が困難な場合は、県へご相談ください。

(2) 新規申請

ア 提出書類

提出書類名	補足
【要綱様式第1-1号】 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証新規申請書	
【規則第3号様式】 事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用） * { ・ 事業活動温暖化対策計画書別紙1（エネルギー起源二酸化炭素排出量計算表 中小規模事業者等用） ・ 事業活動温暖化対策計画書別紙2（自動車管理表） *計画の内容に応じて、必要となるものを提出	提出済みの場合は添付不要です。

※事業活動温暖化対策計画書などの記載方法の詳細は、「事業活動温暖化対策計画書等記載の手引き」を参照してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/index.html#tebiki>

※2年度以降は、計画書制度に基づき、排出状況報告書（中小規模事業者等用）及び結果報告書（中小規模事業者等用）を提出してください。

イ 提出方法

「第3号様式 事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）受付フォーム」から、書類一式を提出してください。

なお、計画書を提出済みの場合は、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証新規申請書の受付フォーム」から、新規申請書を提出してください。

ウ 提出時期

認証の新規申請は、通年で受け付けていますが、認証に必要となる事業活動温暖化対策計画書は、原則、4月1日～7月31日の間に提出する必要があります。

(3) 更新申請

ア 提出書類

提出書類名	補足
【要綱様式第1-2号】 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証更新申請書	
【規則第3号様式】 事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用） * { ・ 事業活動温暖化対策計画書別紙1（エネルギー起源二酸化炭素排出量計算表 中小規模事業者等用） ・ 事業活動温暖化対策計画書別紙2（自動車管理表） *計画の内容に応じて、必要となるものを提出	提出済みの場合は添付不要です。

※事業活動温暖化対策計画書などの記載方法の詳細は、「事業活動温暖化対策計画書等記載の手引き」を参照してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/index.html#tebiki>

※計画書制度に基づき、結果報告書（中小規模事業者等用）も別途、提出してください。

イ 提出方法

「計画書（中小規模事業者（任意提出）用）の受付フォーム」から、提出してください。

ウ 提出時期

原則、4月1日～7月31日の間に提出してください。

(4) 変更・取下げの届出

認証事業者は、認証後に次の各要件に該当した場合は、変更届又は取下げ書を提出してください。

変更届	取下げ書
<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名又は名称を変更したとき ・ 住所又は主たる事務所の所在地を変更したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証に係る計画書に記載された計画を中止、廃止又は休止したとき ・ 認証の要件を満たさなくなったとき

ア 提出書類

手続き	提出書類名
変更	【要綱様式第3号】 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証変更届出書
	【規則第2号様式】 事業活動温暖化対策計画変更（廃止・休止・再開）届出書 【添付書類】 変更等の状況が分かる書類（履歴事項全部証明書の写し、関係者への案内状など）
取下げ	【要綱様式第4号】 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証取下げ書 * { <ul style="list-style-type: none"> 【規則第2号様式】 事業活動温暖化対策計画変更（廃止・休止・再開）届出書 【規則第4号様式】 事業活動温暖化対策計画中止届出書
	* 認証取下げと同時に、計画を変更・中止する場合は併せて提出。

※ 計画書制度に関する記載方法及び提出の要否は、「事業活動温暖化対策計画書等記載の手引き」参照してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/index.html#tebiki>

イ 提出方法

「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制変更届出書の受付フォーム」又は「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制取下げ書の受付フォーム」から、提出してください。当該フォームに入力することで、計画書制度に関する届出も併せて、提出されます。

4 各様式の記載方法

(1) 新規申請書

様式第1-1号(第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証新規申請書

2024 年 5 月 1 日

神奈川県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地
 神奈川県厚木市〇〇9999
 〇〇ビル
 氏名又は名称
 株式会社〇〇産業
 代表者役職・氏名
 代表取締役 〇〇 〇〇

1

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

業種分類 (該当するものを選択)	<input checked="" type="radio"/> 製造業その他	<input type="radio"/> 小売業		
	<input type="radio"/> 卸売業	<input type="radio"/> サービス業		
資本金の額又は出資の総額	10,000 万円			
常時使用する従業員の数 (該当するものを選択)	<input type="radio"/> 0~20人	<input type="radio"/> 101~300人		
	<input type="radio"/> 21~50人	<input type="radio"/> 301~1,000人		
	<input checked="" type="radio"/> 51~100人	<input type="radio"/> 1,001人~		
前年度における原油換算 エネルギー使用量の合計量	900 KL	前年度末における対象自動車の使用台数 50 台		
県内の主たる工場等	名称	厚木工場		
	郵便番号	243 - 0803		
	所在地	厚木市山際 〇〇9999		
県内における事業活動の脱炭素化目標	県内における事業活動を 20 45 年までに脱炭素化することを 目指して自主的かつ計画的に取り組むことを宣言します。			
認証を受けようとする期間に 関する事業活動温暖化対策計画書	提出年月日 2024 年 5 月 1 日	計画期間 2024 年度 ~ 2027 年度		
欠格要件への該当性等 (右欄に○を記入)	<input type="radio"/> <ul style="list-style-type: none"> ・かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第3条第6号に掲げる欠格要件のいずれにも該当しません。 ・また、県から、同要件に該当しないことを確認するため、役員等名簿の情報提供を求められた場合は、直ちに応じることを誓約します。 ・さらに、同要綱第9条の規定に基づき、県から認証の取消しを受けた場合も、異議は一切申し立てません。 			
担当者	所属	****部****課	氏名	** **
	郵便番号	243 - 0000	TEL	***-***-***
	住所	厚木市〇〇 9999 〇〇ビル	E-mail	abc@〇〇〇〇.jp

2

3

4

5

6

7

1	<p><届出者></p> <p>○「事業者」単位での提出となりますので、代表者名で届出してください。 なお、押印は不要です。</p>
2	<p><業種分類、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数></p> <p>○「業種分類」は、県内における事業活動に関して、エネルギー使用量が最も大きな業種分類を選択してください。</p> <p>○事業者全体での「資本金の額又は出資の総額」及び「常時使用する従業員の数」を入力してください。</p> <p>○中小企業基本法第2条第1項に基づく中小企業者であることを確認するために使用します。学校法人など、資本金等がない事業者は、「資本金の額又は出資の総額」空欄のままで差し支えありません。</p> <p>【参考】日本標準産業分類（令和5年6月改訂）目次 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05k_oumokusetsumei.html</p>
3	<p><原油換算エネルギー使用量の合計量></p> <p>○計画書別紙1（エネルギー起源二酸化炭素排出量計算表 中小規模事業者等用）で算出した、県内全域（全県）のすべての工場等における原油換算エネルギー使用量の合計量を入力してください。（小数点第1位を四捨五入した整数の値）</p> <p><使用台数></p> <p>○計画書別紙2（自動車管理表）で算出した、県内全域における自動車の使用台数を前年度末の所有台数を入力してください。</p> <p>※中小規模事業者等に該当することを確認するために使用する<u>ので、いずれの項目も記入してください。</u></p>
4	<p><県内の主たる工場等></p> <p>○県内における事業活動に関して、エネルギー使用量が最も大きな工場等を記載してください。</p>
5	<p><県内における事業活動の脱炭素化目標></p> <p>○県内における事業活動を脱炭素化する目標年を記入してください。認証を受けるには、2050年以前（2050年含む）とする必要があります。</p>
6	<p><認証を受けようとする期間に関する事業活動温暖化対策計画書></p> <p>○認証を受けようとする期間に関する事業活動温暖化対策計画書の提出年月日を西暦で入力してください。本申請書と同時に計画書を提出する場合は、本申請書の提出日と同日を入力してください。</p> <p>○計画期間は、開始年と終了年を西暦で入力してください。</p>
7	<p><連絡先></p> <p>○提出書類の問合せ窓口となる担当部署名、電話番号等を記載してください。また、担当者が明確となっている場合は、担当者名も併せて記載してください。</p>

(2)更新申請書

様式第1-2号(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証更新申請書

2028年5月1日

神奈川県知事様

住所又は主たる事務所の所在地
神奈川県厚木市〇〇9999
〇〇ビル
氏名又は名称
株式会社〇〇産業
代表者役職・氏名
代表取締役 〇〇 〇〇

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

直近の認証書交付年月日等	認証書 交付年月日	2024年8月1日	認証 番号	第 0000 号
業種分類 (該当するものを選択)	<input checked="" type="radio"/>	製造業その他	<input type="radio"/>	小売業
	<input type="radio"/>	卸売業	<input type="radio"/>	サービス業

～以下、新規申請と同じ～

1	<p><直近の認証書交付年月日等> ○認証書に記載されている「年月日」及び「認証番号」を入力してください。</p>
----------	---

(3) 変更届

※ 受付フォームから入力することで、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業
認証変更届出書」及び「事業活動温暖化対策計画変更（廃止・休止・再
開）届出書」が自動作成・出力され、提出できます。

様式第3号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証変更届出書

2024 年 10 月 1 日

神奈川県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地

神奈川県厚木市〇〇5678

氏名又は名称

株式会社〇〇産業

代表者役職・氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

1

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申
請します。

認証書交付年月日等	認証書 交付年月日	2024 年 8 月 1 日	認証番号	第 0000 号	2
変更事項 (該当する項目の変更 前後の内容を記入)	変更前	変更後			
氏名又は名称					3
住所又は主たる 事務所の所在地	厚木市〇〇9999 〇〇ビル	厚木市〇〇5678			
変更の理由	〇〇〇〇年〇月〇日付けの本社移転による住所の変更				4
担当者	所 属	****部****課	氏 名	*** **	
	郵便番号	243 - 0000	T E L	***-***-***	5
	住 所	厚木市〇〇 5678	E-mail	abc@〇〇〇〇.jp	

1	<p><届出者></p> <p>○「事業者」単位での提出となりますので、代表者名で届出してください。 なお、押印は不要です。 ○変更後の名称、所在地等で記入してください。</p>
2	<p><認証書交付年月日等></p> <p>○認証書に記載されている「年月日」及び「認証番号」を入力してください。</p>
3	<p><変更事項></p> <p>○事業者の住所等の変更があった場合に届出が必要になります。 事業者の住所又は主たる事業所の所在地等の変更など、変更前及び変更後の内容を記載してください。(代表者の変更については、届出の必要はありません。)</p>
4	<p><変更の理由></p> <p>○上記の変更等の内容に記載する事項について、変更等が生じた理由を記載してください。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織再編の一環として、令和〇年〇月〇日付けで社名を変更したため ・令和〇年〇月〇日付けで本社ビルを移転したため
5	<p><連絡先></p> <p>○計画書の変更等に関する問合せ窓口となる担当部署名及び電話番号等を記載してください。</p>
その他	<p>変更等の状況が分かる書類（履歴事項全部証明書の写し、関係者への案内状等）を添付してください。</p>

(4) 取下げ書

様式第4号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証取下げ書

2025 年 4 月 1 日

神奈川県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地 神奈川県厚木市〇〇5678
 氏名又は名称 株式会社〇〇産業
 代表者役職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認証書交付年月日等	認証書 交付年月日	2024 年 8 月 1 日	認証番号	第 0000 号
取下げ理由 (該当する項目の具体的な理由を記入)	認証に係る事業活動温暖化対策計画書に記載された計画を中止したとき又は当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止若しくは休止したとき	事業の拡大に伴い、要綱第3条（1）中小企業等及び（2）中小規模事業者等に該当しなくなったため。		
	かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第3条に規定する要件を満たさなくなったとき			
担当者	所 属	****部****課	氏 名	*** **
	郵便番号	243 - 0000	TEL	***-***-***
	住 所	厚木市〇〇 5678	E-mail	abc@〇〇〇〇.jp

<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">1</p>	<p><届出者> ○「事業者」単位での提出となりますので、代表者名で届出してください。 なお、<u>押印は不要</u>です。</p>
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">2</p>	<p><認証書交付年月日等> ○認証書に記載されている「年月日」及び「認証番号」を入力してください。</p>
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">3</p>	<p><取下げ理由> ○どの要件を満たさなくなったかなど、取下げ理由を具体的に記入してください。 (例) ・計画の中止：令和○年○月○日付けで、◆◆工場を閉鎖し、県内のCO₂排出する事業活動がほとんどなくなったため。 ・計画の廃止：令和○年○月○日付けで、県内のすべての事業所を廃止したため。 ・計画の休止：令和○年○月○日付けで、県内の事業を全て休止したため。 ・その他：事業拡大に伴い、要綱第3条(2)中小規模事業者等に該当しなくなったため。</p>
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">4</p>	<p><連絡先> ○計画書に関する問合せ窓口となる担当部署名及び電話番号等を記載してください。</p>